

## 船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会公募委員の選考に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会設置要綱第3条第2項第7号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（公募委員の定数）

第2条 公募委員の数は、2人以内とする。

（公募委員の応募資格）

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本市に在住する者で公募締切日に18歳以上の者
- (2) 教育について幅広い見識及び関心があり、会議に出席可能な者
- (3) 応募の際、本市の他の附属機関等において委員となっていない者
- (4) 本市職員及び本市職員退職者でない者

2 前項第3号の規定にかかわらず、密接な関連性を有する複数の附属機関等の委員を兼任する必要があるとき等やむを得ないものと認められる場合は、当該規定を適用しないことができる。

（公募委員の公募方法）

第4条 公募委員の公募は、広報ふなばし及び船橋市ホームページに募集記事を掲載することにより行う。

（公募委員の選考方法）

第5条 公募委員の選考は、小論文による書類審査とする。

- 2 書類審査に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 応募がなかった場合や応募者からの選任が困難である場合は、指名その他の方法により委員を選任することができる。

（公募委員選考委員会）

第6条 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 管理部長
- (3) 学校教育部長
- (4) 生涯学習部長

3 選考委員会に会長を置き、教育次長をもって充てる。

4 選考委員会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

(選考委員会の庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。